

神奈川県社会福祉関係者等表彰実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県社会福祉関係者等表彰要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(算出基準日)

第2条 従事年数等の算出基準日は、表彰年度の10月1日とする。

(表彰対象者)

第3条 要綱第2条第1号、第3号、第4号及び第3条第1号に規定する社会福祉施設等とは、次に定めるものとする。

- (1) 指定都市又は中核市を除く地域において、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設等
 - (2) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする事業で、国、県又は指定都市若しくは中核市を除く市町村が定める要綱等に基づく事業を行う施設等
 - (3) 介護保険法第8条に規定する介護老人保健施設
- 2 要綱第2条第1号に規定する社会福祉法人とは、指定都市又は中核市が所管する法人を除いた者とする。
- 3 要綱第2条第2号及び第3条第2号に規定する社会福祉団体等とは、次に定めるものとする。
- (1) 社会福祉を目的とする事業を行う団体のうち、指定都市又は中核市に所在し、かつ指定都市又は中核市を活動範囲とする団体を除いたもの
 - (2) 介護老人保健施設を設置する法人を指導・育成する団体
- 4 要綱第2条第1号から第4号に規定するものは、次の各号全てに該当する者とする。
- (1) 過去において社会福祉の功労により市町村長の表彰又は、神奈川県社会福祉協議会会長の表彰を受けた者。ただし、第1項第2号又は第3号に規定する施設等の長若しくは従事者、又は第3項第2号に規定する団体の役員については、この限りでない。また、市町村に表彰制度がないなど特別の理由があるときは、当該市町村における功績及び評価等について記載した市町村長の意見書（様式は任意）を添付することとする。
 - (2) 年齢40歳以上の者
 - (3) 応募年度及び応募年度を除く過去3年度において、候補者が勤務する施設等及び同一法人内の他の施設等が、指導、監査で勧告以上の行政指導又は行政処分を受けていない、かつ候補者が勤務する施設等で虐待等の不祥事を起こしていないこと
- 5 要綱第2条第5号に規定するボランティアとは、次の各号全てに該当するものとする。

(1) 指定都市又は中核市に所在し、かつ指定都市又は中核市を活動範囲とするボランティアを除いたもの

(2) 社会福祉施設等の運営に対し協力、援助したもの又は、概ね10年以上にわたり社会奉仕活動として社会福祉等の向上に特に貢献したもの

(被表彰者の対象除外)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、表彰対象者から除外する。

(1) 社会福祉功労又は介護老人保健施設事業功労により厚生労働大臣表彰を受賞した者

(2) 神奈川県介護賞、保育賞又は看護賞を受賞した者

(3) 神奈川県保健衛生表彰を受賞した者

(被表彰候補者の推薦)

第5条 候補者の推薦は、要綱第3条に規定する推薦者が、次の書類を知事に提出することにより行う。

(1) 社会福祉関係者等被表彰候補者推薦書 (第1号様式)

(2) 功績調書・履歴書(個人) (第2号様式)

(3) 功績調書・履歴書(個人ボランティア) (第3号様式)

(4) 功績調書(団体ボランティア) (第4号様式)

(審査会)

第6条 審査会は、神奈川県保健福祉局長、総務室長、福祉部長、次世代育成部長、地域福祉課長で構成するものとする。

2 応募年度及び応募年度を除く過去3年度に、候補者の属する法人内の他の施設等で社会的影響が大きいと判断される虐待等の不祥事を起こした場合、選考しないことができる。

(表彰時期)

第7条 表彰は、原則として神奈川県社会福祉大会において行う。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、表彰に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年7月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年7月18日から施行し、改正後の規定は平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月9日から施行する。